

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 建築基準法による道路位置の指定の取消し……………
…(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)…
- 東京都環境影響評価条例による調査計画書……………
…(環境局総務部環境政策課)…
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除…(環境局多摩環境事務所環境改善課)…
- 多摩川のしじみ漁業権免許に伴う漁業権行使の制限……………
…(環境局総務部環境政策課)…

告示

● 東京都告示第八百三十八号
建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり取り消した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和七年八月四日

東京都多摩建築指導事務所長

茂木 竜一

取消しに係る道路の種類

取消年月日

取消しに係る道路の位置

取消しに係る道路の延長及び幅員(単位メートル)並びに転回広場面積(単位平方メートル)

法第四十二条第一項第五号の規定による道路

令和七年七月十六日

東久留米市金山町一丁目九百六十番一、同番四及び同番六の各一部
延長 三九・九九
幅員 四・〇〇
転回広場 九四・七五

東京都告示第八百三十九号

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号。以下「条例」という。)第四十条第一項の規定に基づき、都営南田中団地建替事業について、環境影響評価調査計画書(以下「調査計画書」という。)の提出があったので、条例第四十四条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年八月四日

東京都知事 小池 百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

東京都

東京都知事 小池 百合子

新宿区西新宿二丁目八番一号

二 対象事業の名称及び種類

都営南田中団地建替事業

住宅団地の設置

三 対象事業の内容の概略

対象事業は、都営南田中団地(三階、五階建て)の既存住宅を売却した用地に、新たに四階から八階建ての中高層住宅に建て替え、併せて計画戸数の約十一パーセント程度の自動車駐車場の設置などの居住環境の整備を行うものである。

四 周知地域の範囲

練馬区 南田中二丁目、南田中三丁目、南田中四丁目、南田中五丁目、石神井町一丁目、石神井町二丁目、石神井町三丁目、石神井町四丁目、石神井町五丁目、石神井町六丁目、石神井町七丁目、高野台一丁目、高野台三丁目、富士見台一丁目、富士見台二丁目、富士見台三丁目、富士見台四丁目、下石神井三丁目及び下石神井六丁目の区域

五 調査、予測及び評価の項目

事業者は、対象事業の内容と対象事業の事業地周辺の地域概況を考慮した結果、大気汚染、騒音・振動、地盤、地形・地質、水循環、生物・生態系、日影、電波障害、景観、史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場、廃棄物及び温室効果ガスを調査、予測及び評価項目として選定している。

六 調査計画書の縦覧

(一) 期間

令和七年八月四日から同月十三日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 練馬区環境部環境課

練馬区豊玉北六丁目十二番一号

イ 東京都環境局総務部環境政策課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎十九階

ウ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎

三階

七 都民の意見書の提出

(一) 提出方法

持参、郵送又は電子申請サービス

(二) 記載事項

ア 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務所又は事業所の所在地）

イ 対象事業の名称

ウ 環境の保全の見地からの意見

(三) 期限

令和七年八月二十五日

(四) 提出先

ア 持参又は郵送

東京都環境局総務部環境政策課

郵便番号一六三ー八〇〇一 新宿区西新宿二丁目

八番一号

イ 電子申請サービス

入力先は、東京都環境局ホームページに掲載する。

ホームページアドレス

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/assessme nt/reading_guide/

●東京都告示第八百四十号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十九年東京都告示第三十一号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年八月四日

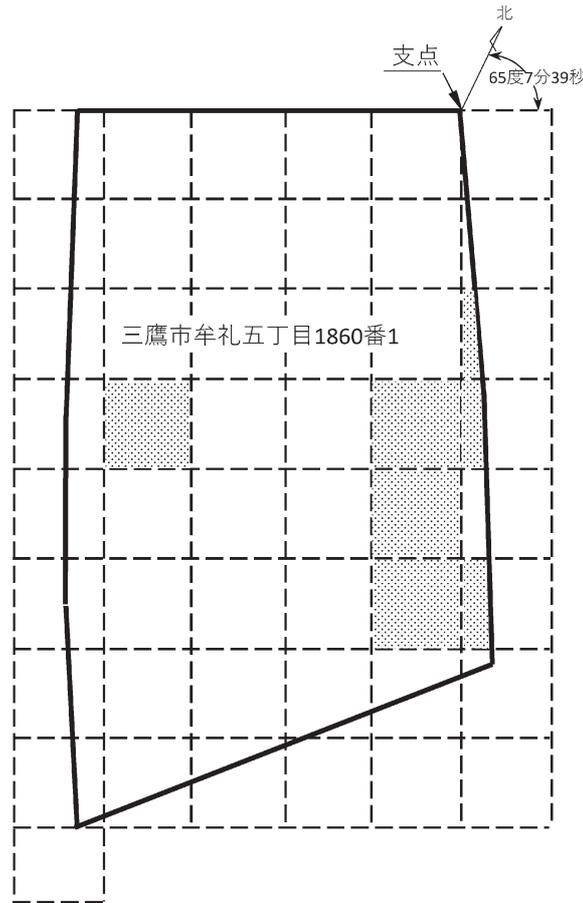
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（三鷹市牟礼五丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



【凡例】

-  筆境界線（調査対象地）
-  指定を解除する区域
-  単位区画線

【支点】

支点は、三鷹市牟礼五丁目1860番1の最北端とする。

【格子の回転角度：65度7分39秒】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

告 示（内水漁管）

●東京都内水面漁場管理委員会指示第三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十条第一項及び第七十一条第四項の規定に基づき、漁業権の行使の制限について、次のとおり指示する。

令和七年八月四日

東京都内水面漁場管理委員会

会長 安 永 勝 昭

（漁業権の行使の制限）

一 内共第十三号及び内共第十四号による第一種共同漁業の免許を受けた者は、当該免許の漁場の区域における遊漁者によるしじみの採捕を拒んではならない。

（資源管理への協力）

二 遊漁者は、内共第十三号及び内共第十四号による第一種共同漁業の免許を受けた者が行う資源管理の取組に協力しなければならない。

（指示の有効期間）

三 この指示の有効期間は、令和七年九月一日から令和八年八月三十一日までとする。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む。)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

